

用地調査等業務積算基準及び標準歩掛 新旧対照表

赤字下線部：今回改正箇所

(令和 8 年 10 月 1 日改正)

改 正 後	改 正 前
第 3 章 積算基準 3－1 用地測量業務 2－1 測量業務価格 (1) 測量作業費 ② 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用 <u>（作業員個人に対する費用）</u> である。 <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u> 3－2 調査業務 2 調査業務費 (2) その他原価 その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費、<u>熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）</u> 等の経費とする。 <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u>	第 3 章 積算基準 3－1 用地測量業務 2－1 測量業務価格 (1) 測量作業費 ② 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC 等の標準的なOA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。 3－2 調査業務 2 調査業務費 (2) その他原価 その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

改正後				改正前					
第4章 標準歩掛									
4－1 用地測量業務									
Ⅱ 標準歩掛									
4 公図等の転写（地積測量図以外の公図等の転写）（表1－1－4）									
(10,000 m ² 当たり)									
区 分	人 員			区 分	人 員				
	測 量 技 師 補	測 量 助 手			測 量 技 師 補	測 量 助 手			
外 業	0.3		0.3	外 業	0.3		0.3		
内 業	0.4		0.4	内 業	0.4		0.4		
各費目の直接人件費に対する割合									
費 目		割 合	費 目	割 合	費 目		割 合		
機 械 経 費		0.5%	材 料 費	2.0%	機 械 経 費		1.0%		
補正率									
地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林		
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0		
13 補助基準点の設置（表1－1－13）									
(10,000 m ² 当たり)									
区 分	人 員				区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員		測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.8		0.8	0.8	0.8	外 業	0.8		0.8
内 業	0.4		0.4	0.4	—	内 業	0.4		—
(注) 10,000 m ² 当たり標準補助基準点は10点とする。									
各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数					
費 目		割 合	費 目	割 合	対象費目		係数		
機 械 経 費		4.5%	材 料 費	3.0%	直接人件費＋賃金＋機械経費		0.07		
補正率									
地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林		
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0		

第4章 標準歩掛									
4－1 用地測量業務									
Ⅱ 標準歩掛									
4 公図等の転写（地積測量図以外の公図等の転写）（表1－1－4）									
10,000 m ² 当たり									
区 分	人 員			区 分	人 員				
	測 量 技 師 補	測 量 助 手			測 量 技 師 補	測 量 助 手			
外 業	0.3		0.3	外 業	0.3		0.3		
内 業	0.4		0.4	内 業	0.4		0.4		
各費目の直接人件費に対する割合									
費 目		割 合	費 目	割 合	費 目		割 合		
機 械 経 費		1.0%	材 料 費	2.0%	機 械 経 費		2.0%		
補正率									
地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林		
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0		
13 補助基準点の設置（表1－1－13）									
(10,000 m ² 当たり)									
区 分	人 員				区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員		測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.8		0.8	0.8	0.8	外 業	0.8		0.8
内 業	0.4		0.4	0.4	—	内 業	0.4		—
(注) 10,000 m ² 当たり標準補助基準点は10点とする。									
各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数					
費 目		割 合	費 目	割 合	対象費目		係数		
機 械 経 費		3.5%	材 料 費	3.0%	直接人件費＋賃金＋機械経費		0.07		
補正率									
地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林		
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0		

改正後								改正前																							
14 境界測量（表１－１－14）								14 境界測量（表１－１－14）																							
(10,000 m ² 当たり)								(10,000 m ² 当たり)																							
区 分		人 員						区 分		人 員																					
		測 量 技 師		測 量 技 師 補		測 量 助 手				測 量 補 助 員		測 量 技 師		測 量 技 師 補		測 量 助 手		測 量 補 助 員													
外 業		1.4		1.4		1.4		1.4		外 業		1.4		1.4		1.4		1.4													
内 業		0.7		0.7		0.7		—		内 業		0.7		0.7		0.7		—													
各費目の直接人件費に対する割合								各費目の直接人件費に対する割合																							
費 目		割 合		費 目		割 合		費 目		割 合		費 目		割 合		費 目		割 合													
機 械 経 費		4.5%		材 料 費		2.0%		機 械 経 費		3.5%		材 料 費		2.0%		機 械 経 費		3.5%													
補正率								補正率																							
地域区分		大市街地		市街地 甲		市街地 乙		都市近郊		耕 地		原 野		森 林		地域区分		大市街地		市街地 甲		市街地 乙		都市近郊		耕 地		原 野		森 林	
補 正 率		2.0		1.8		1.5		1.3		1.0		0.7		1.0		補 正 率		2.0		1.8		1.5		1.3		1.0		0.7		1.0	
15 境界点間測量（表１－１－15）								15 境界点間測量（表１－１－15）																							
(10,000 m ² 当たり)								(10,000 m ² 当たり)																							
区 分		人 員						区 分		人 員																					
		測 量 技 師		測 量 技 師 補		測 量 助 手				測 量 技 師		測 量 技 師 補		測 量 助 手																	
外 業		1.2		1.2		1.2		外 業		1.2		1.2		1.2																	
内 業		0.2		0.4		0.4		内 業		0.2		0.4		0.4																	
各費目の直接人件費に対する割合								各費目の直接人件費に対する割合																							
費 目		割 合		費 目		割 合		費 目		割 合		費 目		割 合		費 目		割 合													
機 械 経 費		6.0%		材 料 費		2.5%		機 械 経 費		4.5%		材 料 費		2.5%		機 械 経 費		4.5%													
精度管理費係数								精度管理費係数																							
対象費目						係数		対象費目						係数																	
直接人件費＋賃金＋機械経費						0.07		直接人件費＋賃金＋機械経費						0.07																	
補正率								補正率																							
地域区分		大市街地		市街地 甲		市街地 乙		都市近郊		耕 地		原 野		森 林		地域区分		大市街地		市街地 甲		市街地 乙		都市近郊		耕 地		原 野		森 林	
補 正 率		2.0		1.8		1.5		1.3		1.0		0.7		1.0		補 正 率		2.0		1.8		1.5		1.3		1.0		0.7		1.0	

改正後

16 用地現況測量（建物等）（表１－１－16）

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.6	0.6	0.6	0.6
内 業	0.3	0.3	0.3	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	4.5%	材 料 費	2.0%

精度管理費係数	
対象費目	係数
直接人件費＋賃金＋機械経費	0.07

(注) 1 用地現況測量（建物等）については、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除するものとする。

17 用地境界仮杭設置（表１－１－17）

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.8	0.8	0.8	0.8
内 業	0.3	0.3	0.3	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	4.5%	材 料 費	5.0%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

24 用地境界杭設置（表１－１－24）

(10 本当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	—	1.2	1.2	1.2
内 業	—	0.5	0.5	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	7.0%	材 料 費	25.5%

改正前

16 用地現況測量（建物等）（表１－１－16）

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.6	0.6	0.6	0.6
内 業	0.3	0.3	0.3	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	3.5%	材 料 費	2.0%

精度管理費係数	
対象費目	係数
直接人件費＋賃金＋機械経費	0.07

(注) 1 用地現況測量（建物等）については、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除するものとする。

17 用地境界仮杭設置（表１－１－17）

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.8	0.8	0.8	0.8
内 業	0.3	0.3	0.3	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	3.5%	材 料 費	4.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

24 用地境界杭設置（表１－１－24）

(10 本当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	—	1.2	1.2	1.2
内 業	—	0.5	0.5	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	5.5%	材 料 費	23.0%

改正後					改正前				
25 復元測量（表１－１－25）					25 復元測量（表１－１－25）				
(10,000 m ² 当たり)					(10,000 m ² 当たり)				
区 分	人 員				区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員		測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	1.7	1.7	1.7	1.7	外 業	1.7	1.7	1.7	1.7
内 業	0.5	0.5	0.5	—	内 業	0.5	0.5	0.5	—
(注) 復元測量とは、境界確認において境界を確定するうえで法務局において提出済の地積測量図他参考資料による杭の復元を行うものである。					(注) 復元測量とは、境界確認において境界を確定するうえで法務局において提出済の地積測量図他参考資料による杭の復元を行うものである。				
各費目の直接人件費に対する割合					各費目の直接人件費に対する割合				
費 目	割 合	費 目	割 合		費 目	割 合	費 目	割 合	
機 械 経 費	5.0%	材 料 費	3.0%		機 械 経 費	4.0%	材 料 費	3.0%	
精度管理費係数					精度管理費係数				
対象費目				係数	対象費目				係数
直接人件費＋賃金＋機械経費				0.07	直接人件費＋賃金＋機械経費				0.07
補正率					補正率				
地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林		
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0		
27 現況実測平面図の作成（表１－１－27）					27 現況実測平面図の作成（表１－１－27）				
(10,000 m ² 当たり)					(10,000 m ² 当たり)				
区 分	人 員				区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手			測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	
外 業	1.2	1.2	1.2		外 業	1.2	1.2	1.2	
内 業	0.4	0.7	0.7		内 業	0.4	0.7	0.7	
(注) 現況実測平面図作成については、既存の地図等を利用する場合は計上しないものとする。					(注) 現況実測平面図作成については、既存の地図等を利用する場合は計上しないものとする。				
各費目の直接人件費に対する割合					各費目の直接人件費に対する割合				
費 目	割 合	費 目	割 合		費 目	割 合	費 目	割 合	
機 械 経 費	5.0%	材 料 費	2.5%		機 械 経 費	4.0%	材 料 費	2.5%	
精度管理費係数					精度管理費係数				
対象費目				係数	対象費目				係数
直接人件費＋賃金＋機械経費				0.07	直接人件費＋賃金＋機械経費				0.07
補正率					補正率				
地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林		
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0		
変化率（縮尺）					変化率（縮尺）				
1/250	1/500	1/1000			1/250	1/500	1/1000		
+0.2	0.0	－0.2			+0.2	0.0	－0.2		
(注) 1 現況実測平面図作成は、縮尺 1/500 を標準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。					(注) 1 現況実測平面図作成は、縮尺 1/500 を標準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。				
2 縮尺の補正は、上記地域区分の補正率に、縮尺に対応する変化率を加算・減算して適用する。(例：地域区分が市街地乙で、図面縮尺が 1/250 の場合は、補正率 1.7＝1.5＋0.2)					2 縮尺の補正は、上記地域区分の補正率に、縮尺に対応する変化率を加算・減算して適用する。(例：地域区分が市街地乙で、図面縮尺が 1/250 の場合は、補正率 1.7＝1.5＋0.2)				

改正後					改正前				
28 横断面図作成（表 1－1－28）					28 横断面図作成（表 1－1－28）				
(1km当たり)					(1km当たり)				
区 分	人 員				区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員		測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	2.5	2.5	2.5	2.5	外 業	2.5	2.5	2.5	2.5
内 業	—	3.0	3.7	—	内 業	—	3.0	3.7	—
各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数		各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目		費 目	割 合	費 目	係数
機 械 経 費	3.5%	材 料 費	1.5%	直接人件費＋賃金＋機械経費		機 械 経 費	3.0%	材 料 費	0.07
補正率					補正率				
地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林		
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0		

改 正 後									改 正 前								
4－2 調査業務																	
Ⅱ 建物等の調査																	
4 建物の調査																	
(1) 木造建物の調査及び算定									(1) 木造建物の調査及び算定								
(略)									(略)								
表 2－4 (略)									表 2－4 (略)								
表 2－5									表 2－5								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.42	0.13	0.13	0.68 人		木造建物A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.42	0.13	0.13	0.68 人	
			技師 B	0.42	1.18	0.48	2.08 人					技師 B	0.42	1.18	0.48	2.08 人	
			技師 C	0.42	0.63	0.37	1.42 人					技師 C	0.42	0.63	0.37	1.42 人	
			技 術 員	—	—	0.13	0.13 人					技 術 員	—	—	0.13	0.13 人	
木造建物B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.47	0.14	0.15	0.76 人		木造建物B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.47	0.14	0.15	0.76 人	
			技師 B	0.47	1.40	0.32	2.19 人					技師 B	0.47	1.40	0.32	2.19 人	
			技師 C	0.47	0.94	0.38	1.79 人					技師 C	0.47	0.94	0.38	1.79 人	
			技 術 員	—	—	0.13	0.13 人					技 術 員	—	—	0.13	0.13 人	
木造建物C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.29	0.09	0.13	0.51 人		木造建物C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.29	0.09	0.13	0.51 人	
			技師 B	0.29	0.60	0.35	1.24 人					技師 B	0.29	0.60	0.35	1.24 人	
			技師 C	0.29	0.54	0.38	1.21 人					技師 C	0.29	0.54	0.38	1.21 人	
			技 術 員	—	—	0.10	0.10 人					技 術 員	—	—	0.10	0.10 人	
注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2－6 の補正率表を適用するものとする。									注1 (略)								
注2 本表は、石綿調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の 作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、 <u>石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 2－14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 2－15 によって行うものとする。</u>									注2 本表は、石綿調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、 <u>以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</u>								
									・同要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用								
									・同要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用								
(2) 木造特殊建物の調査及び算定									(2) 木造特殊建物の調査及び算定								
(略)									(略)								
表 2－6 (略)									表 2－6 (略)								

表 2－7

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39 人	
			技師 A	0.70	0.25	—	0.95 人	
			技師 B	0.70	1.63	0.59	2.92 人	
			技師 C	—	2.10	0.46	2.56 人	
			技 術 員	—	—	0.22	0.22 人	

注 1 (略)

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 2－14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 2－15 によって行うものとする。

(3) 非木造建物の調査及び算定

(略)

表 2－9 (略)

表 2－10 (略)

構造計算を行わない場合

表 2－11

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04 人	用途による区分イの場合
			技師 A	1.08	3.60	—	4.68 人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86 人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93 人	
			技 術 員	—	—	0.23	0.23 人	
非木造建物 B	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65 人	用途による区分イの場合
			技師 A	0.83	2.76	—	3.59 人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34 人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95 人	
			技 術 員	—	—	0.21	0.21 人	
非木造建物 C	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56 人	用途による区分イの場合
			技師 A	0.82	2.18	—	3.00 人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83 人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90 人	

表 2－7

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39 人	
			技師 A	0.70	0.25	—	0.95 人	
			技師 B	0.70	1.63	0.59	2.92 人	
			技師 C	—	2.10	0.46	2.56 人	
			技 術 員	—	—	0.22	0.22 人	

注 1 (略)

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・同要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・同要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

(3) 非木造建物の調査及び算定

(略)

表 2－9 (略)

表 2－10 (略)

構造計算を行わない場合

表 2－11

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04 人	用途による区分イの場合
			技師 A	1.08	3.60	—	4.68 人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86 人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93 人	
			技 術 員	—	—	0.23	0.23 人	
非木造建物 B	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65 人	用途による区分イの場合
			技師 A	0.83	2.76	—	3.59 人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34 人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95 人	
			技 術 員	—	—	0.21	0.21 人	
非木造建物 C	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56 人	用途による区分イの場合
			技師 A	0.82	2.18	—	3.00 人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83 人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90 人	

表 2－7								
区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39 人	
			技師 A	0.70	0.25	—	0.95 人	
			技師 B	0.70	1.63	0.59	2.92 人	
			技師 C	—	2.10	0.46	2.56 人	
			技 術 員	—	—	0.22	0.22 人	

注 1 (略)

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

(3) 非木造建物の調査及び算定

(略)

表 2－9 (略)

表 2－10 (略)

表 2－11								
区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04 人	用途による区分イの場合
			技師 A	1.08	3.60	—	4.68 人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86 人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93 人	
			技 術 員	—	—	0.23	0.23 人	
非木造建物 B	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65 人	用途による区分イの場合
			技師 A	0.83	2.76	—	3.59 人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34 人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95 人	
			技 術 員	—	—	0.21	0.21 人	
非木造建物 C	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56 人	用途による区分イの場合
			技師 A	0.82	2.18	—	3.00 人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83 人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90 人	

			技 術 員	—	—	0.26	0.26人						技 術 員	—	—	0.26	0.26人						
非木造建物D	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途によ る区分イ の場合					主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途によ る区分イ の場合					
			技師 A	0.41	0.17	0.11	0.69人						技師 A	0.41	0.17	0.11	0.69人						
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85人						技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85人						
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52人						技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52人						
			技 術 員	—	—	0.18	0.18人						技 術 員	—	—	0.18	0.18人						

構造計算を行う場合

表 2－11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物A	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途によ る区分イ の場合
			技師 A	1.08	11.43	—	12.51人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93人	
			技 術 員	—	—	0.23	0.23人	
非木造建物B	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途によ る区分イ の場合
			技師 A	0.83	9.47	—	10.30人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95人	
			技 術 員	—	—	0.21	0.21人	
非木造建物C	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途によ る区分イ の場合
			技師 A	0.82	7.17	—	7.99人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90人	
			技 術 員	—	—	0.26	0.26人	
非木造建物D	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途によ る区分イ の場合
			技師 A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技 術 員	—	—	0.18	0.18人	

注 1 （略）

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 2－14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 2－15 によって行うものとする。

			技 術 員	—	—	0.26	0.26人						技 術 員	—	—	0.26	0.26人						
非木造建物D	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途によ る区分イ の場合					主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途によ る区分イ の場合					
			技師 A	0.41	0.17	0.11	0.69人						技師 A	0.41	0.17	0.11	0.69人						
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85人						技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85人						
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52人						技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52人						
			技 術 員	—	—	0.18	0.18人						技 術 員	—	—	0.18	0.18人						

構造計算を行う場合

表 2－11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物A	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途によ る区分イ の場合
			技師 A	1.08	11.43	—	12.51人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93人	
			技 術 員	—	—	0.23	0.23人	
非木造建物B	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途によ る区分イ の場合
			技師 A	0.83	9.47	—	10.30人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95人	
			技 術 員	—	—	0.21	0.21人	
非木造建物C	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途によ る区分イ の場合
			技師 A	0.82	7.17	—	7.99人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90人	
			技 術 員	—	—	0.26	0.26人	
非木造建物D	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途によ る区分イ の場合
			技師 A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技 術 員	—	—	0.18	0.18人	

注 1 （略）

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・同要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・同要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 2－12（略）				表 2－12（略）			
(4) 建物の見積 （略）				(4) 建物の見積 （略）			
表 2－13（略）				表 2－13（略）			
(5) 石綿分析調査の依頼							
石綿分析調査の依頼とは、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 2－14 によって行うものとする。							
表 2－14							
区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
石綿分析調査 の依頼	回	主任技師	0.16	＝	0.10	0.26 人	
		技師A	0.16	0.30	＝	0.46 人	
注 1 本表は、専門機関が行う分析調査に要する費用は含んでいないため、必要な費用を別途計上するものとする。							
注 2 1 回とは、建物の場合は 1 棟当たりとし、表 2－1 に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。							
(6) 石綿除去処分の見積							
石綿除去処分の見積とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 2－15 によって行うものとする。							
表 2－15							
区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
石綿除去処分 の見積	回	主任技師	＝	＝	0.16	0.16 人	
		技師A	＝	0.24	0.27	0.51 人	
注 1 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。							
注 2 1 回とは、建物の場合は 1 棟当たりとし、表 2－1 に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。							
5 建物等の法令適合性の調査及び算定				5 建物等の法令適合性の調査及び算定			
建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第 35 条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第 61 条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その				建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第 35 条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第 61 条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その			

区分は、[表2－16](#)によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、[表2－17](#)により行うものとする。

[表2－16（略）](#)

[表2－17（略）](#)

6 工作物等の調査

(1) 機械設備
(略)

① 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、[表2－18](#)の区分によるものとする。

[表2－18（略）](#)

② 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表2－19](#)により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(略)

[表2－19](#)

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備A	事業所	設 置 面 積 100 m ² 以上 200 m ² 未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技 術 員	—	—	0.22	0.22人	
機械設備B	事業所	設 置 面 積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63人	
機械設備C	事業所	設 置 面 積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63人	
機械設備D	事業所	設 置 面 積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表2－20](#)の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含む。

区分は、[表2－14](#)によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、[表2－15](#)により行うものとする。

[表2－14（略）](#)

[表2－15（略）](#)

6 工作物等の調査

(1) 機械設備
(略)

① 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、[表2－16](#)の区分によるものとする。

[表2－16（略）](#)

② 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表2－17](#)により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(略)

[表2－17](#)

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備A	事業所	設 置 面 積 100 m ² 以上 200 m ² 未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技 術 員	—	—	0.22	0.22人	
機械設備B	事業所	設 置 面 積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63人	
機械設備C	事業所	設 置 面 積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63人	
機械設備D	事業所	設 置 面 積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表2－18](#)の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分

んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表2－14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表2－15によって行うものとする。

表2－20(略)

③ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表2－21によって行うものとする。

表2－21(略)

(2) 生産設備

(略)

① 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表2－22の区分によるものとする。

表2－22(略)

② 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表2－23により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表2－23

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備A	設 備 当 たり	設置面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	主任技師	—	—	0.10	0.10 人	
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56 人	
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43 人	
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78 人	
			技 術 員	—	—	0.15	0.15 人	
生産設備B	設 備 当 たり	設置面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74 人	
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75 人	
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11 人	
			技 術 員	—	—	0.19	0.19 人	

析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表2－18(略)

③ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表2－19によって行うものとする。

表2－19(略)

(2) 生産設備

(略)

① 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表2－20の区分によるものとする。

表2－20(略)

② 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表2－21により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表2－21

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備A	設 備 当 たり	設置面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	主任技師	—	—	0.10	0.10 人	
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56 人	
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43 人	
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78 人	
			技 術 員	—	—	0.15	0.15 人	
生産設備B	設 備 当 たり	設置面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74 人	
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75 人	
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11 人	
			技 術 員	—	—	0.19	0.19 人	

生産設備C	設 備 当 たり	設置面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	主任技師	—	—	0.11	0.11 人	
			技 師 A	0.21	0.15	0.16	0.52 人	
			技 師 B	0.21	0.58	0.32	1.11 人	
			技 師 C	0.21	0.48	—	0.69 人	
			技 術 員	—	—	0.17	0.17 人	
生産設備D	箇 所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	
			技 師 A	0.13	0.09	0.09	0.31 人	
			技 師 B	0.13	0.50	0.16	0.79 人	
			技 師 C	0.13	0.21	—	0.34 人	
			技 術 員	—	—	0.17	0.17 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表2-24](#)の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む、ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、[石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表2-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表2-15によって行うものとする。](#)

表2-24（略）								
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

③ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表2-25](#)によって行うものとする。

表2-25（略）								
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいう。

① 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、[表2-26](#)によるものとする。

表2-26（略）								
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

② 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表2-27](#)により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

表2-27								
区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		

生産設備C	設 備 当 たり	設置面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	主任技師	—	—	0.11	0.11 人	
			技 師 A	0.21	0.15	0.16	0.52 人	
			技 師 B	0.21	0.58	0.32	1.11 人	
			技 師 C	0.21	0.48	—	0.69 人	
			技 術 員	—	—	0.17	0.17 人	
生産設備D	箇 所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	
			技 師 A	0.13	0.09	0.09	0.31 人	
			技 師 B	0.13	0.50	0.16	0.79 人	
			技 師 C	0.13	0.21	—	0.34 人	
			技 術 員	—	—	0.17	0.17 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表2-22](#)の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、[以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。](#)

・[同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用](#)

・[同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用](#)

表2-22（略）								
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

③ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表2-23](#)によって行うものとする。

表2-23（略）								
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいう。

① 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、[表2-24](#)によるものとする。

表2-24（略）								
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

② 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表2-25](#)により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

表2-25								
区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		

住宅敷地A	戸	敷地面積 150 m ² 未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36 人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48 人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150 m ² 以上 200 m ² 未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43 人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65 人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200 m ² 以上 600 m ² 未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000 m ² 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人	
			技 術 員	—	—	0.13	0.13 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人	
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人	
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人	
			技 術 員	—	—	0.18	0.18 人	
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人	
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34 人	
			技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94 人	
			技 術 員	—	—	0.15	0.15 人	

注1 (略)

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-28の補正率表を適用するものとする。

注3 (略)

注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査費用は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表2-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表2-15によって行うものとする。

住宅敷地A	戸	敷地面積 150 m ² 未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36 人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48 人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150 m ² 以上 200 m ² 未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43 人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65 人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200 m ² 以上 600 m ² 未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000 m ² 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人	
			技 術 員	—	—	0.13	0.13 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人	
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人	
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人	
			技 術 員	—	—	0.18	0.18 人	
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人	
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34 人	
			技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94 人	
			技 術 員	—	—	0.15	0.15 人	

注1 (略)

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-26の補正率表を適用するものとする。

注3 (略)

注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

が形成されているものをいい、その区分は、表2－33によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2－34により行うものとする。

表2－33（略）

表2－34

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
			技 術 員	－	－	0.12	0.12 人	
庭 園 B	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
			技 術 員	－	－	0.12	0.12 人	
庭 園 C	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
			技 術 員	－	－	0.12	0.12 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2－35の補正率表を適用するものとする。

注2 （略）

表2－35（略）

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墳墓を設けるために墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表2－36によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表2－37により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

直接人件費＝（単位当たり直接人件費 × $\frac{\text{調査対象面積}}{10}$ ）

表2－36（略）

表2－37（略）

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、VI 移転工法案の検討までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要な、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（VI 移転工法案の検討 に該当する

が形成されているものをいい、その区分は、表2－31によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2－32により行うものとする。

表2－31（略）

表2－32

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
			技 術 員	－	－	0.12	0.12 人	
庭 園 B	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
			技 術 員	－	－	0.12	0.12 人	
庭 園 C	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
			技 術 員	－	－	0.12	0.12 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2－33の補正率表を適用するものとする。

注2 （略）

表2－33（略）

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墳墓を設けるために墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表2－34によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表2－35により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

直接人件費＝（単位当たり直接人件費 × $\frac{\text{調査対象面積}}{10}$ ）

表2－34（略）

表2－35（略）

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、VI 移転工法案の検討までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要な、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（VI 移転工法案の検討 に該当する

ものを除く。) ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表2－38により行うものとする。

表2－38 (略)

8 照応建物の設計案の作成等

(略)

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表2－39により行うものとする。

表2－39

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表2－39を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表2－40 により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、Ⅱ 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、Ⅵ 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表2－40 (省略)

Ⅵ 移転工法案の検討

8 機械設備設計

(略)

機械設備設計標準員数

表6－13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考
				図面等	算 定		
機械設備A	事業所	設置面積 100 m ² 以上 200 m ² 未満	主任技師	0.14	0.40	0.54 人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15 人	
			技師 B	0.93	—	0.93 人	
			技 術 員	—	0.22	0.22 人	

ものを除く。) ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表2－36により行うものとする。

表2－36 (略)

8 照応建物の設計案の作成等

(略)

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表2－37により行うものとする。

表2－37

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表2－37を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表2－38 により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、Ⅱ 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、Ⅵ 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表2－38 (省略)

Ⅵ 移転工法案の検討

8 機械設備設計

(略)

機械設備設計標準員数

表6－13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考
				図面等	算 定		
機械設備A	事業所	設置面積 100 m ² 以上 200 m ² 未満	主任技師	0.14	0.40	0.54 人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15 人	
			技師 B	0.93	—	0.93 人	
			技 術 員	—	0.22	0.22 人	

機械設備B	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60 人	
			技師 B	2.76	—	2.76 人	
			技 術 員	—	0.63	0.63 人	
機械設備C	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76 人	
			技師 B	3.45	—	3.45 人	
			技 術 員	—	0.63	0.63 人	
機械設備D	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63 人	
			技師 B	3.97	—	3.97 人	
			技 術 員	—	0.63	0.63 人	

注1 本表の区分は、[表2－18](#)のとおりとする。

注2 （略）

注3 （略）

注4 本表の歩掛は、[表2－19](#)の調査内業（図面等）及び算定の合計の員数である。

見積徴収者員数

表6－14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57 人	
			0.14	0.91	0.14	1.19 人	

注1 （略）

注2 （略）

注3 （略）

注4 本表は、[表2－21](#)を再掲したものである

見積徴収技術者員数

表6－15

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59 人	
			0.23	0.41	0.23	0.87 人	

注1 （略）

注2 （略）

注3 （略）

注4 本表は、[表2－25](#)を再掲したものである。

機械設備B	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60 人	
			技師 B	2.76	—	2.76 人	
			技 術 員	—	0.63	0.63 人	
機械設備C	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76 人	
			技師 B	3.45	—	3.45 人	
			技 術 員	—	0.63	0.63 人	
機械設備D	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63 人	
			技師 B	3.97	—	3.97 人	
			技 術 員	—	0.63	0.63 人	

注1 本表の区分は、[表2－15](#)のとおりとする。

注2 （略）

注3 （略）

注4 本表の歩掛は、[表2－16](#)の調査内業（図面等）及び算定の合計の員数である。

見積徴収者員数

表6－14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57 人	
			0.14	0.91	0.14	1.19 人	

注1 （略）

注2 （略）

注3 （略）

注4 本表は、[表2－18](#)を再掲したものである

見積徴収技術者員数

表6－15

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59 人	
			0.23	0.41	0.23	0.87 人	

注1 （略）

注2 （略）

注3 （略）

注4 本表は、[表2－22](#)を再掲したものである。

Ⅶ 再算定業務

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表 2－13、表 2－15、表 2－21、表 2－25 及び 表 2－29 の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。

X 消費税等調査

2 消費税等調査

（1）営業調査等を伴わない事業者

表 10－1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	<u>0.16</u>	0.09	—	<u>0.25 人</u>	
			技師 B	<u>0.16</u>	0.13	—	<u>0.29 人</u>	

（2）営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表 10－2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	<u>0.08</u>	0.09	—	<u>0.17 人</u>	
			技師 B	<u>0.08</u>	0.13	—	<u>0.21 人</u>	

Ⅶ 再算定業務

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表 2－13、表 2－19、表 2－23 及び 表 2－27 の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。

X 消費税等調査

2 消費税等調査

（1）営業調査等を伴わない事業者

表 10－1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	<u>0.15</u>	0.09	—	<u>0.24 人</u>	
			技師 B	<u>0.15</u>	0.13	—	<u>0.28 人</u>	

（2）営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表 10－2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	<u>0.06</u>	0.09	—	<u>0.15 人</u>	
			技師 B	<u>0.06</u>	0.13	—	<u>0.19 人</u>	

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表						設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表					
共 通	打合せ協議		業 務	1	中間打合せの回数は各区分ごと に記載の標準回数を参照の こと。	共 通	打合せ協議		業 務	1	中間打合せの回数は各区分ごと に記載の標準回数を参照の こと。
	作業計画の策定		業 務	1			作業計画の策定		業 務	1	
建 物 等 の 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		建 物 等 の 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1			現地踏査		業 務	1	
	木造建物		棟	1			木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1			木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1			非木造建物		棟	1	
	建物	見積	棟	1			建物	見積	棟	1	
	石綿分析調査の依頼		回	1							
	石綿除去処分	見積	回	1							
	建物等の法令適合性の 調査		棟	1			建物等の法令適合性の 調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1			機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1			機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設 備	1			生産設備		設 備	1	
	生産設備	見積	台	1			生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1			附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1			附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1	
	独立工作物		箇 所	1			独立工作物		箇 所	1	
	独立工作物	見積	箇 所	1			独立工作物	見積	箇 所	1	
	立竹木		m ²	100	数量が 1,000 m ² 未満の場合は 数位を 10 m ² とする。		立竹木		m ²	100	数量が 1,000 m ² 未満の場合は 数位を 10 m ² とする。
	庭園		箇 所	1			庭園		箇 所	1	
	墳墓等		m ²	1			墳墓等		m ²	1	
	建物等の残地移転要件 の該当性の検討		権利者	1			建物等の残地移転要件 の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1			照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
		照応建物の設計案の作成	案	1				照応建物の設計案の作成	案	1	